

## みんなの約束

### 1 登下校

○安全に気を付けて、歩いて登下校します。

○安全のため、通学班での集団登校を推奨しています。

○登下校にはヘルメット（6～10月は帽子可）をかぶり、6年生は、リーダーワッペンを左肩に付けます。

○決められた通学路を通ります。やむを得ず通学路を変更する場合は担任に御相談ください。



### 2 服装

①学校生活の場に合った、活動しやすい服装・頭髪に心掛けます。髪は肩につく長さになったら、飾りのない、ゴムかヘアピンで留めます。

②服のファスナーやボタンは留めます。

③冬場の手袋は登下校時と屋外の活動に、必要に応じて使用します。

④ネックウォーマー、ネッククーラー等が必要な場合は、登下校時のみ使用します。マフラーは、安全のため、着用しません。

⑤校内で重ね着をする場合、一番上の服の左胸に名札を付けます。

⑥上靴は、白色を基調とし、体育時の安全のため足の甲が隠れる物にします。

#### ⑦体育の服装

・男女共に白色の体操服。（半袖・長袖） 左胸に体操服用名札を付けたもの。

・赤白帽子、青色の半ズボン。冬場は体温調節のできる、運動にふさわしい上着（上下）を着用します。レギンスやタイツは着用しません。

・安全のため、名札ははずし、フード付きの上着は、フードを中に入れます。

・靴は、運動に適したものにします。

### 3 持ち物

○学習に必要な物は持ってきません。筆箱やランドセルには、キーホルダーやストラップを付けません。お守りは、ランドセルのポケットなどに入れます。

○筆箱の中身は、鉛筆5本程度、赤青鉛筆1本、定規1本（金属製、折りたたみ式は使いません）、消しゴム1個を基本とします。

※健康上の理由等で特別に使わせたい物については、担任に御相談ください。

### 4 校外の生活

○道路では、交通ルールを守ります。飛び出しは、絶対にしません。

○自転車に乗るときはヘルメットを着用します。

【範囲の目安】低学年…自分の家の周辺 ・ 中学年…自分の地区内 ・ 高学年…学区内

○火遊びなどの危険な遊びや、人に迷惑をかける遊びはしません。

※校外での生活については、住んでいる場所や環境が異なりますので、保護者の判断と責任で決めるようにしてください。

(参照)

・ 青少年のための良好な環境整備に関する条例 第16条

保護者は、その監護する青少年を深夜に外出させないように努めなければならない。

・ 道路交通法第63条の11第3項

児童又は、幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童または幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

※令和8年度4月改正

これらの記載内容は常に見直しを行っていきます。